

平成30年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 平成30年7月19日（木）

開会時間 午前9時30分

閉会時間 午前10時10分

2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室

3. 出席者 野島 健二 教育長

長嶋 徹 教育長職務代理者

青山 啓子 委員

曾田 成則 委員

トーリー 二葉 委員

仲手川 孝 教育部長

宮代 千秋 学校教育課長

山口 友紀子 学校教育課副課長

瀬戸 克彦 子育て支援課長

波多野 昭雄 生涯学習課長

國見 徹 生涯学習課郷土資料館長

佐藤 聰 生涯学習課図書館長

秋本 篤史 (書記) 学校教育課教育総務係長

4. 欠席者 なし

5. 傍聴者 2名

6. 教育長報告

7. 付議事項

議案第6号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

8. 協議事項

協議事項第1号 大磯町いじめ防止基本方針の改定について

9. 報告事項

報告事項第1号 いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について

報告事項第2号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

10. その他

(閉会)

教育長) それでは、ただいまから、平成30年度大磯町教育委員会第4回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項が1件、協議事項1件、報告事項2件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。暫時休憩します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成30年度第3回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成30年度第3回定例会議事録」は、1ページから11ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成30年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、6月定例会開催後の平成30年6月22日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

小学校「特別の教科 道徳」に係る教科用図書の採択に向けて、7月4日に教育委員学習会、7月10日に大磯町教科用図書採択検討委員会を開催しました。委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございました。引き続き、教科用図書の採択方針に基づき採択事務を進めますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

7月6日、本年度第1回目のいじめ問題対策・調査委員会を開催いたしました。いじめ問題への対策を、より充実させていくために、貴重なご意見をいただきました。詳細につきましては、後ほど事務局からご報告いたします。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関すること、その他について報告いたします。

要綱制定について、1件でございます。本日、7月19日付で「大磯町立学校非常勤講師に関する要綱の一部を改正する要綱」の告示を行いました。こちらにつきましては、各教科等の授業に対する指導工夫改善の実施などのほか、町として新たに取り組もうとする施策に必要な非常勤講師の配置について、柔軟な対応ができるよう所要の改正を行ったものであります。

本日の報告は、以上でございます。

教育長) 本日の議事進行につきましては、議案第6号が人事案件となりますので、はじめに、協議事項1件、続いて、報告事項2件を扱い、その後、議案第6号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

協議事項第1号 大磯町いじめ防止基本方針の改定について

学校教育課副課長) 協議事項第1号、大磯町いじめ防止基本方針の改正（案）についてご説明いたします。

大磯町いじめ防止基本方針（案）をご覧ください。主な部分を説明させていただきます。おめくりいただきまして、2ページ、「1 基本的な考え方」

まず、いじめの定義ですが、大磯町では、法の定義や国・県の基本方針に基づき、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえます、と加えました。

次に4ページ、いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方の（1）いじめの未然防止、につきまして、○の4つめ、「子どもがいじめにの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要」と付け加えました。

また（2）いじめの早期発見、のところです、「いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があることを想定し、注意深く状況を把握し、判断する」と加えました。

6ページにまいりまして、いじめの「解消」につきまして、いじめが解消している状態とは、次の□（しかく）の中にある「少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある」と明記しました。

7ページからの II基本的施策・措置、1 大磯町として実施する施策にまいります。文言の、「ネット」を「インターネット」のように変えてあります。

「2 大磯町教育委員会が実施する措置」、9ページの（3）いじめの早期解決のための措置、のところには、平成27年3月以降に町が締結した「学校警察連携制度の活用」を加えました。また、10ページの（5）には、学校評価にいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるよう、各校に指導・助言を行うことを加えております。

次に10ページの「3 学校が実施する措置」、まずは（1）学校いじめ防止基本方針の策定について□（しかく）に意義を加えまして、14ページの（8）まで、いくつか付け加えております。特に最後の（8）には、先ほどにもありましたように「学校評価に位置付ける」ことを強調しております。

次に14ページ、重大事態への対処、といたしましては、国のガイドラインが平成29年3月に文部科学省から出でておりますので、17ページの3 大磯町長による再調査等まで、「調査結果の公表」を含め、国のガイドラインにより町として対応することといたします。また19ページには重大事態発生時の対応について図で示しております。

20ページにまいりまして、IVいじめの防止等を推進する体制について、1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織には（2）スクールソーシャルワーカーも加えております。

21ページからの「2 大磯町いじめ問題対策・調査委員会」につきましては、特に変更はござません。

新旧対応表もあわせてご参考ください。

主なものは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

質疑応答)

曾田委員) 改めて、このいじめ対策の考え方について、私たちは振り返ることが必要なのかと思いますけれども、いじめに対する考え方があつてきておりまして、私たちが意外と見落とすことが多いのではと思っています。

子どもたち同士の問題もさることながら、今一番問題は教師と子どもの関係も気をつけていかなければいけないんだろうと思います。先日、大津市での炎天下の中でグラウンド80周回って来なさいということも、これは明らかにいじめの関係になると思うのですね。教員が生徒に対するいじめ、このようなことも結構あるのではないかと思ったわけですけれども、私たちも十分に気をつけていかなくてはならないと思っております。本日このような基本方針が出ましたので、改めて心していく必要があると一教育委員として考えさせられております。

青山委員) 今回の基本方針の案については、これまでのものに新規の内容が加筆されています。いじめというのはそれぞれの段階に対して学校がどのように考えて対応していくかということが、この方針の中で、ある程度、基準となるものが示されていると思います。その中で、質問を一つさせていただきます。5ページのところなのですが、(3)の「いじめの早期対応」というものがあります。そのなかで上から4つ目の丸印のところで、その3行目のところに「いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します」という文章があります。これは、安全面確保するという状況というのでしょうか、具体的にどのようなことをするということをイメージされているのか、説明いただきたいと思います。

学校教育課副課長) 例えば、クラスの中でそのような事案があった時に、中には先生にこっそりと心配なんだけれどと言ってくる子もいます。ただ「先生これは私から聞いたと言わないで」というような言い方をする生徒が中にはいます。そういう場合「わかった。先生が、先生自身がクラスを観た中で気づいたこと、心配だと思っているという言い方をして、ちゃんとみんなに話すからね」というように、その子がクローズアップされないようにというか、言ってきた子の気持ちを尊重するという、安全を守るという言い方をさせていただいております。

青山委員) 先生に相談したことで、次の被害が巡ってくるという状況を防ごうとしていることが今のお話でよく分かりました。

長嶋委員) いま本当に、日進月歩で生活環境が急激に変化していく、それに対応するために新しく基本方針が追加されているのですね。大変良いことかなと思っているわけですけれども、基本的に新しく、スマートフォンに関するインターネット、そういう一面もありまして、そういうものを使うとどうしても、必要なない、好き嫌い、あまり自分で選んで良い情報しかとらない、それが人間関係にも同じようなことを及ぼしていることとかな。そういうこと物を使うことが全てと、学校においては逆に人間関係という超アナログ的な部分が非常に必要になる。その上に対応したものになっているように感じます。

教育長) よろしいでしょうか。基本方針ですが、追加した所があるというところで、いろいろとご意見をいただきました。来月の定例会で最終的に決定したいと思います。

報告事項第1号 いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について

学校教育課副課長) 平成30年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について報告いたします。

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行うとともに、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態を明確にする調査を行うための大磯町いじめ問題対策・調査委員会を、地方自治法第138条の4第3に規定する附属機関として位置付けることが平成27年度に教育委員会定例会にて承認され、議会へ提出されて可決されたことにより、今年度も引き続きいじめ問題対策・調査委員会の第1回を開催いたしました。

日時は平成30年7月6日(金)10時から12時。参加者は「いじめ問題対策・調査委員会委員」6名、事務局4名、傍聴者2名でございました。

協議内容としましては、(1)各学校におけるいじめ問題に対する取組について町内の小中学校の「いじめ防止基本方針」・「いじめ対策組織図又は学校運営組織」・「アンケート」等の説明を事務局より行い、委員からは、・中学生という多感な時期になると、アンケートに書かない生徒もいると考える。先生やカウンセラーと直接話す機会が設定されているほうが話しやすい場合もあると思う。・以前は、子ども同士のトラブルは、子どもと先生とで解決をしていたと思う。今はそこに保護者や当事者以外の方も加わる傾向があると聞いたが、もっと住民は大人の対応をすべきであり、子どもの力が最大限に生かせるよう、もっと見守るべきと考える、という意見がございました。

次に(2)大磯町におけるいじめ問題に対する取組について事務局より、次にありますような取組の説明をしたところ、委員からは、他市町の例もあるように、インターネットのルールについては、子ども達から発信があるとよい、という意見がございました。

最後に、(3)大磯町いじめ防止基本方針の改定について、事務局より、今後、教育委員会で協議し、改定に向けてすすめていく予定と説明したのが、本日の協議事項となりました。委員からは、・「学校が実施する措置」の中の「学校評価における留意事項」に、「「学校いじめ防止基本方針に基づく取組」の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます」とあるが、これはぜひ強調してほしい、という意見がございました。

以下(4)(5)は非公開ですが、・平成29年4月～平成30年3月までの、いじめ認知状況と認知方法・いじめの重大事態について、・平成30年4月～5月までの、いじめ認知状況と認知方法・いじめの重大事態について、報告がありました。

その他 次回の日程(案)についてお示しし、会は終了となりました。

平成 30 年度第 1 回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果についての報告は以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 最後のページの委員よりの中で、他市町の例というお話が書かれていますが、インターネットのルール作りというのは、それを買い与えているご家庭と子どもたちとちゃんとルール作りをして、トラブルに巻き込まれないようにしましょうということは、ここ数年非常によく聞くことなのですが、実際に近隣の市町などで、このようなルール作りをしているという例はあるのでしょうか。

学校教育課副課長) 子どもたちがルールを決めるという取り組みをしている町もございまして、そのことを言って言えると考えられます。やはり多感な時期の子どもたちですので、本来は家庭の中にルールを作りそれを守っていくことが大切だと思っているのですが、なかなか親御さんが言ったこと、大人が言ったことを守るのが、年齢的に反抗期に入っていたりして難しいという部分はございますので、子どもたちが自ら自分たちの町は、自分たちの周りでは何時まで使います。それ以降は使わないというルールを決めると子どもたちも賛同しやすいというか、賛成して取り組みやすいという事例はほかにも聞いたことがあります。

青山委員) 子どもたちがインターネットを利用するには子どもたちが幼稚園のころから調べ物をしたり、ゲームで遊んだり、当たり前の時代になっていく中で、落とし穴があるということですよね。そこに入り込まないように、大人たちも守っていかなければならないのが現実だと思います。そのようなトラブルに巻き込まれているかどうか状況を知るために、最初のページのところにアンケートなどを通じて状況を把握しようというものが書かれています。これに関しては相談窓口という部分になるのですが、以前に 5 月ごろに県教育委員会が SNS を利用した相談窓口を 9 月頃から試行的に設けて、相談体制を考えるという新聞記事を観ました。相談窓口でも SNS を利用するということですけれども、その逆に子どもたちがトラブルに巻き込まれるという、SNS やインターネットは「両刃の剣」なんだなということを深く考えました。アンケートで書いて相談するもよし、あるいは直接先生やカウンセラーさんと相談するもよし、将来的には SNS を使っての相談窓口という様々な選択肢を作つて相談のステップをより低くして、子どもたちがすぐに簡単に声を出せる状況を大磯町でも作つていけたらよいのではないかと思います。

教育長) SNS の利用ということで、町の方も考えていかなくてはならないところであると思います。

トリー委員) 私自身がインターネットやパソコンが強い方ではないので、親御さんによっては、このようなことにすごく強い方、弱い方といて、弱い方から良く聞くのは、スマートフォンの使い方がわからないから、娘に教えてもらったとか、そういう方もいらっしゃる。私自身の反省を含めて、そういうのも問題があるのかなと思うのです。親もスマートフォンの使い方を熟知していないと、フィルタリングにしても何にしてもどうしても、抜け落ちるところがあるのかなと思います。保護者向けにも様々な場面でインターネットの

落とし穴を教えてくださる講座やっていると思うのですが、そういう専門の方のお話を聞いているのですが、もう少し実践的に大人も勉強できる場があると良いのかなと、実際に使って、ブロックの仕方など親の方も子ども任せではだめだと思うのです。子どもさんも色々と考えていますので、親に見つからないように、子ども内だけで内緒ごとのように、結構しているようなので、親御さんに聞くと「うちは大丈夫だから」と割とと思っている。何か陥った時に、約束しているのに破ったから親にも言いにくい、ちょっと相談できないな、親にギリギリになって、どうにもならなくなっていたのではちょっと大変なことになってしまうので、大人の方の意識改革も必要なのでは思っております。ペアレントコントロールと言っても、これではどうしようもありません。

報告事項第2号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

図書館長) 報告事項第2号の教育関連事業の実施報告、絵本作家水野はるみ原画展についてご説明いたします。説明資料をご覧ください。

この原画展は、絵本の原画及びスケッチなどの製作過程を鑑賞することにより、絵本の魅力、絵が持つ素晴らしさを感じてもらうとともに、読書のきっかけ作りとするため実施するものです。

会期は、7月21日土曜日から8月1日水曜日までで、場所は図書館本館2階展示コーナーです。

内容は、水野はるみ氏の絵本作品のうち、『ばんごはんのごちそうは…』と『かさやのケロン』の2作品の原画とスケッチ等と及び最新作の『ようかいぽっきんのむしあつめ』の原画を展示します。

作者の水野はるみ氏は東京生まれ。武蔵野美術大学商業デザイン専攻卒。読売国際漫画大賞選考委員特別賞を2回受賞され、日本児童出版美術家連盟会員であります。町内東小磯在住です。

主な作品には『ぼくのしごとはゆうびんや』、『ばんごはんのごちそうは…』、『アーリーのぼうけん』、『かさやのケロン』などがあり、図書館では11作品を所蔵しています。

周知につきましては、ポスター、チラシ、広報7月号、図書館ホームページで行い、タウンニュース、湘南ジャーナル、神奈川新聞、朝日新聞に掲載依頼を行っています。

質疑応答) なし。

議案第6号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。議案第6号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員

会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 6 号の協議については秘密会といたします。傍聴者は退室をお願いします。

暫時休憩します。

===== (秘密会) =====

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において審議いたしました、議案第 6 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」は、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

(その他)

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会議ですが、教科用図書の採択を議題としまして、臨時会を 7 月 26 日、木曜日、午前 10 時 30 分から、大磯町役場 4 階第 1 会議室で、また、次に定例会は、8 月 22 日、水曜日、午前 9 時 30 分から、郷土資料館本館研修室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成 30 年度 大磯町教育委員会第 4 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成30年8月22日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____